株主各位

川崎市中原区苅宿36番1号 麻生フオームクリート株式会社 代表取締役社長 花岡 浩一

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第179条第1項に 規定する特別支配株主である日特建設株式会社(以下「日特建設」といいます。)から、2025年2月13日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主(ただし、日特建設及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)の全員に対し、その所有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を日特建設に売り渡す旨の請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)の通知を受領し、2025年2月13日付の会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、本株式売渡請求を承認する旨を決定いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、以下のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称:日特建設株式会社

住所:東京都中央区東日本橋3丁目10番6号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額 及びその割当てに関する事項

日特建設は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき680円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- 4. 新株予約権売渡請求に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 2025 年 3 月 19 日
- 6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社の指定した方法により(本売渡対価の交付について日特建設が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以上